

令和3年3月22日

高山村長 後藤 幸三 様

高山村監査委員 後藤 友良

高山村監査委員 野上富士夫

令和3年3月監査等の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による監査、審査及び検査を、高山村監査基準に準拠して実施したので、同法の規定により、次のとおり監査、審査及び検査等に関する結果を報告します。

第1. 監査等の概要

(1) 監査等の種類

例月出納検査 及び 財務監査

(2) 監査等の対象

令和2年度2月分の各会計に係る収入支出関係書類

(3) 監査等の実施日

令和3年3月22日

(4) 監査等の方法（着眼点（評価項目）及び実施内容）

監査等の対象となった事項について、事務が法令に適合し正確に行われているかをどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等通常実施すべき監査等の手続きを実施するとともに、最小の経費で最大の効果を上げているかどうかにも注意を払った。

第2. 監査等の結果

令和2年度2月分の各会計に係る収入支出関係書類

指摘事項は認められなかった。

第3. その他

令和3年度監査計画を別紙のとおり定めた。

令和3年度監査計画

1. 基本方針

監査等の実施にあたっては、関係法令及び高山村監査基準に準拠し、公正で合理的かつ能率的な村の行政運営確保のため、違法、不当の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって村行財政の適法性、効率性、有用性の増進に努めるものとする。

2. 監査等の種類

(1) 財務監査（地方自治法第199条第1項、第4項、第5項）

次に掲げる事項を主眼として、定期又は随時実施する。

ア 村の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか
イ 村の経営に係る事務の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうか

ウ 村の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか、また、建物等の維持管理が良好であるかどうか

(2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）

村の事務又は法定受託事務（地方自治法施行令第140条の5に定める事務を除く。）の執行が、合理的かつ効率的に行われているかどうか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として適時に実施する

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

財政援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者に対し、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する

(4) 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事務の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する

(5) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金及び預り金を含む。）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する

(6) 公金の収納又は支払事務に関する監査（地方自治法第235条の2第2項、地方公営企業法第27条の2第1項）

指定金融機関等に対し、必要があると認めるとき、公金の収納又は支払の事務が、法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として実施する

(7) 基金運用審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する

(8) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施する

(9) 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条第1項）

請求に基づき、請求に係る事務の執行について実施する

(10) 議会の要求に基づく監査（地方自治法第98条第2項）

要求に基づき、要求に係る事務について実施する

(11) 村長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項）

要求に基づき、要求に係る事務について実施する

(12) 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条第1項）

請求に基づき、請求に係る事務の執行について実施する

(13) 村長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（地方自治法第243条の2第3項、地方公営企業法第34条）

要求に基づき、要求に係る事務について実施する

(14) 財政健全化計画等に対する長の要求による監査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第26条第1項）

要求に基づき、要求に係る事務について実施する

(15) 請願の措置としての監査（地方自治法第125条第1項）

議会が採択した請願のうち、監査委員において監査することにより措置することが適当と認められたものについて実施する

3. 実施体制等

書面又は実地により実施するものとし、原則として全ての監査等を監査委員2名が合同で行う。

4. 実施対象及び予定時期

監査等の種類	対 象	予定時期
財務監査	収入支出関係書類、工事等契約関係書類及び施工状況	令和3年4月～令和4年3月、その他必要に応じ随時実施
行政監査	令和2年度支出の個人への補助金等	令和3年7月～令和4年2月
財政援助団体等監査	運営補助金被交付団体及び指定管理者の決算・事業の状況	令和3年6月、11月
決算審査	一般会計、7特別会計	令和3年8月
例月出納検査	現金の保管状況、収入支出関係書類	令和3年4月～令和4年3月
公金の収納又は支払事務に関する監査	例月出納検査に準ずる	必要に応じ実施
基金運用審査	基金運用関係書類、通帳の残高照合	令和3年4月、10月
健全化判断比率等審査	一般会計、3特別会計	令和3年8月
要求又は請求に基づく監査、請願の措置としての監査	要求又は請求に係る事項	要求又は請求により実施